

公の施設における使用料等の見直しについて

1 目 的

市の施設については、適切な維持管理や必要なサービスが提供できるよう、定期的の使用料等の見直しを行ってまいりました。

現状、物価高や燃料費高騰など社会経済情勢の影響を大きく受け、指定管理施設の一部では運営に支障をきたしています。

このため、今後も健全な施設運営を行っていくとともに、受益者負担の公平性を確保するため、使用料等の見直しを進めてまいります。

2 検討が必要な項目

- (1) 施設運営費関連 施設の利用料、使用料等
- (2) 手数料関連 特定の者のためにする事務について徴収する手数料

3 各課検討結果

(1) 使用料等改定予定の有無

区分	件数
有	7 件
無	35 件
合 計	42 件

(2) 改定予定の使用料等

課・係名	条例名称・内容等
市民課市民係	【条例名称】 ○東御市手数料条例 【改定内容】 ・印鑑登録証（カード）の交付手数料 【改定理由】 ・物価高騰及び他市町村との均衡を図るため
商工観光課観光係	【条例名称】 ○東御市農業農村施設活性化施設条例 ○東御市温泉複合施設条例 ○東御市温泉コミュニティーセンター条例 ○東御市芸術むら公園条例 ○東御市海野宿滞在型交流施設条例 ○東御市海野宿観光施設条例

【資料１】

	【改定内容】 ・入館料、利用券、宿泊費 【改定理由】 ・物価高騰、燃料費高騰、最低賃金引上げなどにより、指定管理者による施設運営に支障をきたしているため。
--	---

(3) 改定予定「無し」の場合、その理由

検討結果の理由	件 数
①法令等で規定されているため	2 件
②他市町村または類似施設との均衡を図るため	20 件
③原価計算したが改定の必要がないと判断したもの	8 件
④過去３年以内に料金改定済みのため	1 件
⑤その他	4 件
合 計	35 件

4 検討スケジュール

日 程	手続き
令和６年９月～	各課で改定案の検討
11月	東御市まちづくり審議会へ諮問（→答申）
12月	12月議会に改正案の上程
令和７年１月～	改定料金等の周知
４月	施行